

印西市からの質問・意見

(1) 除染費について〈項目 1 2〉

中間指針には、除染等を行うことによって生じた費用は賠償すべき損害と認められるとされているにもかかわらず、貴社は、福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故に伴う事故由来放射性物質による環境汚染対策としての除染費用について、賠償に応じておらず、「機会を改めましてご説明させていただきます」又は「個別の事情等を踏まえつつ、適切に対応させていただきたいと考えております」との主張を繰り返している。

そのうえ、この主張から２年間以上も経過しているが「機会を改めた説明」や「個別の事情を踏まえた対応」は行われていない。これは、中間指針を遵守した真摯な対応とは考えられない。

今後は、中間指針を遵守し相当因果関係に基づいて、除染費用を速やかに賠償すべきではないか。

【質問の背景】

原子力損害賠償紛争審査会の示した中間指針においては、「本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。」及び「住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる。」とあり、除染等の費用は賠償範囲と示している。

また、日本弁護士連合会が作成した原発事故・損害賠償マニュアルには、「自治体についても、多種多様な損害が生じている。これらは、東京電力という第三者による不法行為によって生じた損害であり、自治体の財産権の侵害として、損害賠償の対象から外される理由はない。これらの損害についても、原発事故と相当因果関係が認められる限り、当然に、損害賠償の対象とされるべきである。」とあり、除染費用は原発事故と相当因果関係がある損害といえるとされている。

これら中間指針等は平成２４年に示されているにもかかわらず、貴社は自らが示した主張を履行せずにいる。

貴社は、原子力損害の賠償に関する法律等の関係法令等に基づき速やかに賠償に応じるべきである。

印西市からの質問・意見

(2) 人件費について〈項目 13〉

中間指針には、住民の放射線被曝による不安や恐怖を緩和するために生じた費用である人件費は賠償すべき損害と認められるとされているにもかかわらず、貴社は、福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故に伴う事故由来放射性物質による環境汚染対策としての対応した人件費について、賠償に応じておらず、「機会を改めましてご説明させていただきます」又は「個別の事情等を踏まえつつ、適切に対応させていただきたいと考えております」との主張を繰り返している。

そのうえ、この主張から2年間以上も経過しているが「機会を改めた説明」や「個別の事情を踏まえた対応」は行われていない。これは、中間指針を遵守した真摯な対応とは考えられない。

今後は、中間指針を遵守し相当因果関係に基づいて、人件費を速やかに賠償すべきではないか。

【質問の背景】

原子力損害賠償紛争審査会の示した中間指針においては、「本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。」及び「住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる。」とあり、住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために必要かつ合理的な費用である人件費は賠償範囲と示している。

また、日本弁護士連合会が作成した原発事故・損害賠償マニュアルには、「自治体についても、多種多様な損害が生じている。これらは、東京電力という第三者による不法行為によって生じた損害であり、自治体の財産権の侵害として、損害賠償の対象から外される理由はない。これらの損害についても、原発事故と相当因果関係が認められる限り、当然に、損害賠償の対象とされるべきである。」とあり、放射線相談窓口設置等に要する経費である人件費は原発事故と相当因果関係がある損害といえるとされている。

これら中間指針等は平成24年に示されているにもかかわらず、貴社は自らが示した主張を履行せずにいる。

当市は、貴社による原発事故に対して独立した専門部署を設け対応している。この部署の通常業務全ては原発事故と相当因果関係があるもののみであり、残業手当が増加した場合と同程度の追加的負担が発生したため損害賠償の対象となる。

貴社は、原子力損害の賠償に関する法律等の関係法令等に基づき速やかに賠償に応じるべきである。